

だけ閉鎖的な世界の中で、彼女はなんと開放的なのだろう。友人が後ろで「ちゃんとコート着て〜!」と叫んでいるのが聞こえた。母は大変だ。駆けていく彼女に追いついた私は、「ちゃんと着ないと風邪ひくよ!」と言った。今は風邪どころか、もつと恐ろしいものが問題になっているのだ。「前閉めなきゃ」と私が言うと、彼女が言った。

「だって、風が吹いたときに気持ちがいいから。」

私は暫しの間動けなかった。コートを靡かせ、風を身体で感じる五歳の子どもに、はっとさせられた。私は風を感じたことがあつただろうか。冷たい冬の風を、感じようとしたことがあつただろうか。風に吹かれて凍える私と、風を感じる彼女の違い。これはきつと身体感覚の話ではなく、生き様の問題だ。

コロナ禍では恐らく、素敵なことよりも、奪われたものや悔やまれることが多い。だからこそ、それに埋もれゆく小さな幸せをちゃんと感じようとしなければ、思い出そうとしなければ、こうして書き残そうとしなければ、あつという間に心が荒んでいってしまうだろう。これから先、世界がどうなっていくかは分からないが、私はコートを開く心を忘れずに生きていきたい。

エッセイ

「AIの虐待リスクアセスメント」とは何か、「支援」とは何か

上野加代子

1 はじめに

近年、日本政府は男女共同参画社会を謳い、女性の就労男性の育児参加などを促してきた。アカデミズムにおいても、「個人化」や、「多様性」といった用語で、性の多様性を含めてさまざまな形態の生き方や家族のあり方が社会的に認められつつある、あるいは受容されるべきである、といった論調が貫かれてきた。しかし、これらの多様性の承認という流れに逆らうかのように、近代家族主義が色濃く残存し、むしろ強化されている行政の現場がある。「子どもの命を救う」ための児童虐待防止をめぐる対策である。この矛盾が、矛盾と感じられることなく、標準的な子育て家族の形が、保健所(センター)、児童相談所等の現場で公式に共有されているのである。

ひとつにはこのような問題意識から、『虐待リスク——構

築される子育て標準家族』(生活書院、二〇二二年一月刊行)を執筆した。詳しくは拙著をお読みいただけると幸いである。この小稿では特定の家族像から外れたものを「科学的」にリスクとして組み入れるAI児童虐待リスクアセスメントについて、その問題点のいくつかを整理しておきたい。現在、AI児童虐待リスクアセスメントは、一部の児童相談所で使用されはじめ、本格的な実施の方向が厚生労働省で決定しているが、現在進行形であり、拙著では多く触れることができなかったからである。

現在、複数のAI虐待リスクアセスメントが産学共同や民間業者によって開発されている。そのものになっていると思われる研究のひとつは、「予測的リスク・モデリング Predictive Risk Modeling」を見据え、国立研究開発法人産業技術総合研究所の人工知能研究センターによって実施された研究で、報告書によるとそのAIアセスメントの作成

の主な過程は次のようになっていく。

2 A-1 虐待リスクアセスメントの作成プロセス

まず、すでに作成されているリスクアセスメントなどに関する国内外の先行研究から、虐待リスク要因を取り出す作業がなされる。次に、先行研究に記載がないが、有識者が重要だと思ふリスク項目が付け加えられる。そして、合計四七五に及ぶリスク項目に対して、市町村一八九四箇所と児童相談所二一五箇所にてWeb調査をおこない、うち四二〇項目について「重篤性」と「情報収集容易性」（取得は不可能／ほぼすべてで容易に取得可能）という点から評定を依頼している。そして上記の四七五項目のなかから無作為で抽出した項目、事例の基本情報に関する項目をあげ、各機関に現在進行中の二〇事例に対して項目を用いたリスクアセスメントの実施を求めている。最終的に項目間の重複情報修得が困難、重篤性が低いといった理由で項目が整理され、一〇〇項目に絞られていく。過去のデータにみられるパターンを機械学習によって検出し、新規に入力した事例情報と突き合わせ、どの項目が予測に有効かの予測モデルが検討される。

情報（目視による安全確認の未実施、進行中の事例児童の調査・状況確認が六か月以上行われていないなど）が上位にはいつている。

機関の連携と情報の共有を考えると、公的な制度を利用してはいる家族の方がそうでない家族よりも行政に把握されやすい。したがって、生活保護や出産補助、経済的に弱い家庭、親子の障害、日本語を母語としない外国籍、と周辺化されやすいひとたちが、児童虐待ということで、捕捉されやすい。また、児童相談所の児童虐待ケースについては、警察と全件共有する方向に舵が取られているが、この研究で虐待リスクとしてあげられている「犯罪歴のある大人との同居」といった犯罪歴の入手も今後は容易になるだろう。つぎに、特に強調しておきたいのは、非正規や失業、経済的困窮が、政府の経済政策や労働政策の責任ではなく、家族の側の虐待リスクとされている点である。関係機関や地域社会の「資源不足」という虐待リスクは、サービスを準備できない行政の問題ではなく、家族の虐待リスクになつていく。「親族の介護」も公的介護保険の設計や運用問題ではなく、家族の虐待リスクと位置付けられている。しかし、外国籍の親の言語の問題や保育所の利用、低賃金や不安定な雇用制度、公的サービスの不足を親が解決することなどで

3 その問題点

以下、この研究に認められる主だった問題点を指摘しておく。

まず、第一段階の内外の先行研究からリスク項目を取り出していく作業は、先行研究が正しいことが前提になつていく。リスクアセスメント作成研究の「定義上の誤謬」「統計的な誤謬」などについて、すでに（別の）先行研究で指摘されているが、勘案されているわけではない。また、国による児童虐待の定義の違いも考慮されていない。児童虐待そのものではなくDVのリスク要因の調査結果も含まれている。しかし、このような厳密性をとやかく言っても、さほど意味がないかもしれない。なぜなら、（他の虐待リスクアセスメント調査がそうであるように）、本研究でも先行研究に記載がなくとも、特定の有識者が虐待リスクだと思ふ項目が主観的に付け加えられていくからである。

次に、「情報収集容易性」が調査されているが、住民基本情報から家族の様態（未婚やひとり親家庭、一〇歳以上の夫婦の年齢差など）、健診からの情報（現在と過去の二〇歳未満の妊娠、健診未受診、親子の様子や態度など）、保育所や学校から提供可能な不登校を含む親子の情報、児童相談所内のきかない。これらは行政が抜本的に改善に取り組むべき、行政の側に属する問題であるという当然の見方が、「子どもの命を救う」児童虐待防止対策とタグづけられると後景に退くのである。

同様に、「養育者の「中卒や高校中退」、子どもの不登校、「学校での頻繁な保健室への出入り」等は教育システムの問題や本人の選択ではなく、家族の虐待リスクになつていく。「養育者に、家庭内の男女の役割に関するステレオタイプがある」もリスクとされているが、ステレオタイプが強烈であるのは、母親を政策のターゲットにして、「身体的にも精神的にも最善の健康状態で母親として育児に備えることが可能な状況」状態が『阻まれている（あるいは阻まれる可能性のある）状態はすべてハイリスクであり、要支援』（厚労省HP）と言いつける、完璧な母親像をもとめる母子保健を中心とした児童虐待防止対策のほうである。

「支援」という言葉の使われ方も、不可思議である。「関係機関の支援者に対して拒否的」、「支援にあたって養育者との関係構築が困難」、「支援者に対する要求が多い」といった項目がリスクとしてあがつている。一般的に考えれば、虐待の疑いで家族の情報を内密に収集して関係機関で共有する担当者を、そもそも「支援者」として親が受け止めること

は難しい。

リスクアセスメントにあがっている多くの項目は、今日的な人権感覚からは甚だしく差別的である。シングルマザーの母親は、「世帯内に、登録のない大人の出入り／居住がうたがわれる(母子世帯に成人男性の洗濯物が干されているなど)」といった観点で見定められ、他者との付き合いが実質的に制限される。そして、被虐待児は、「虐待の世代間連鎖」の仮説で将来の親となるときに、「被虐待歴」の虐待リスクポイントが付加される。被虐待歴は、一時保護経験、典型的には児童養護施設入所歴などで判断されるのである。が、それだけでなくも構造的に不利な状況に置かれている社会的養護を受ける子どもたちに、親となったときに加害者と判定される可能性を格段に高め、重い荷物を背負わせるようなものである。私には、これらの社会的に不利な状態にある子どもの、将来子どもを産み育てる自由がソフトに否定されているようにみえるのである。

AIリスクアセスメントの作成研究に用いられているのは、過去のデータで、児童虐待という判定がなされたデータを読み、新規に入力した事例情報と突き合わせている。リスクアセスメントの作成研究は、本研究にかぎらず、常に児童相談所の一時保護などの関係機関の判定が正しいとい

4 利用できない公的サービス

今後も虐待通告の増加が予想されており、児童相談所職員の経験不足を補うという名目で、AIの導入が正当化されている。日本政府が進めるデジタル改革の一環が、親子をプロフィールリングし捕捉するAIのリスクアセスメントだとしたら、残念なことである。子育て家庭に犯罪捜査のプロファイリングが適用される社会になれば、虐待を疑われることを恐れて、親は乳幼児健診で悩みを相談しない。生活保護や出産補助の公的制度の申請をためらい、民間の子ども食堂や学習支援の利用も控える。離婚や再婚、単親はリスクになるので、不本意な婚姻関係の解消を躊躇する。重度疾病・障害がある子どもは虐待リスクになるので産まないようにする。児童相談所への通告を恐れて、親は怪我した子どもを病院に連れていかない。そういう方向になりかねない。

「子どもの命を救う」ための政策というが、これで子どもの命が救えるのだろうか。

妊娠・出産を予定する人びと、子どもと暮らす人びとに、AI児童虐待リスクアセスメントの実施によって、「あなたが遭遇するかもしれないこと」を明示して、ではどういう虐

うことが前提となっているのである。しかし、過去のデータも現在のデータも、近年、播きざらつ子症候群(SBS／ATH)¹⁾、無罪の裁判判決が続いていることに示されているように、明らかな誤認保護のケースが混じっている。さらには、子どもへの面談時期や回数、早期帰宅の可能性と引き換えに、児童相談所に対して、親が「虐待を認める」ことが強く強いられる仕組みになっている。「一時保護時の司法審査」の必要性が現在、厚労省の審議会で議論されていることから、厚労省自体がこの問題の存在を十分認識していることがわかる。

冒頭に述べた、男女共同参画の政策と、虐待防止政策との齟齬についてであるが、まず、政府が少子化対策と女性就労促進政策、そして不妊治療への公的助成を行っている。しかし他方で、子どもが三人以上、三五歳以上の高齢出産、多胎児、不妊治療／生殖補助医療などが虐待リスクとしてあげられている。また、政府は子育てサービスの利用を促進しているが、公的機関への相談歴は虐待リスクとなりうるわけで、これらの「不一致」はいったいどのように説明されるのであろうか。

待防止のありかた、子育て支援の形態が望まれるのか、当事者ならびにこれらの子育て世代からの幅広い意見が政策に反映されるべきである。